

受付番号		届書 コード	84230
------	--	-----------	-------

老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届

〔配偶者加給年金額が加算されている受給権者の配偶者が老齢・退職または障害を支給事由とする年金が受けられることになったときの届書〕

(注) 受給権者の年金額の全部について支給が停止されている場合は、提出する必要はありません

受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号) 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は 左詰めでご記入ください													
	年金コード													
	② 生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和			年			月					日	
加給年金額対象者	③ 配偶者の氏名													
	④ 配偶者の生年月日	大正・昭和・平成・令和												
	⑤ 配偶者が公的年金制度等から支給を受けることになった老齢・退職または障害を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称等	年金の名称												
		制度の名称												
	⑥ 上記⑤の年金を受けることとなった年月日	昭和・平成・令和												

令和 年 月 日 提出

郵便番号 □□□-□□□□

受給権者 住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号 ()-()-()

(裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。)



記入上の注意

②および④の年号は、該当する文字を○で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和29年10月2日生まれの場合は、

大正	昭和	平成	令和	2	9	1	0	0	2
				年		月			日

のように記入してください。

⑤および⑥は、加給年金額の対象者である配偶者（夫または妻）の年金について記入してください。

「公的年金制度等」とは、次の制度です。

- 1 国民年金
- 2 厚生年金保険
- 3 船員保険（旧法の年金のみ）
- 4 国家公務員共済組合
- 5 地方公務員等共済組合
- 6 私立学校教職員共済
- 7 旧農林漁業団体職員共済組合
- 8 恩給
- 9 地方公務員の退職年金に関する条例
- 10 日本製鉄八幡共済組合
- 11 執行官
- 12 旧令による共済組合等
- 13 戦傷病者戦没者遺族等援護

「老齢・退職を支給事由とする年金」には、次の年金は含まれません。

- 1 国民年金の老齢年金、通算老齢年金および老齢基礎年金
- 2 厚生年金保険、船員保険の通算老齢年金
- 3 各共済組合等の通算退職年金

◎黒インクのボールペンで記入してください。

◎受給権者の個人番号（マイナンバー）を記入された場合は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の（1）または（2）をご提出ください。なお、加給年金対象者（配偶者）については、下記の書類は不要です。

（1）個人番号確認とご本人様確認の両方が証明できる書類

個人番号カード（マイナンバーカード）の両面のコピー

（2）個人番号確認とご本人様確認を別々の書類で証明する場合、以下の i および ii をご提出ください。

i 個人番号確認のための書類

住民票（個人番号記載のもの）または通知カード（※）

ii ご本人様確認のための書類（次のいずれか1種類）

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードについては、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は同日前までに変更手続きがとられており、同日以後変更を行うべき事由が発生していない場合に限り、利用可能です。